

「黒瀬ふれあい祭り 2026」 グルメ販売コーナー出店申込書

No.

名称		代表者	
住所		TEL/FAX	
担当者携帯		メールアドレス	

◆出店品目 (予定)

※飲食販売される方は、別途「食品衛生施設臨時開設届」を提出して頂きます。

【飲食販売・物販販売・キッチンカー出店】○をして下さい。

※但し、キッチンカーは出店スペースの関係上、7事業者まで販売予定品を記入して下さい。

◆飲食、物販販売、キッチンカー出店販売 アルコール出店、必要備品、協賛金

※希望する内容を○で囲み、数量を記入後 (必要な内容の場合)、下記合計額をご記入ください。

内 容	単 価	数 量	備 考
テント (4500×3000)	¥10,000		
キッチンカー出店	¥10,000		※キッチンカーは7事業者まで
テーブル (1800×600)	¥ 1,000		
パイプいす	¥ 200		
アルコール販売	¥10,000		
電源(1テント 1500W まで)	¥ 3,000		
会場清掃費	¥ 1,000		※全出店者一律徴収
協 賛 金			※単価欄へご協賛いただける金額をご記入ください。
合 計 額			左記黒枠内に協賛金を含めた合計額をご記入ください。

※電気については、備考欄に何の器具をいくつ使うか記入して下さい・・・(例：ポット600Wを2つ)  
 ※上記出店関連費用等は、出店者会議前日までに現金をご持参もしくは指定口座へ振込にてお支払ください。  
 ※出店者会議当日の追加注文は致しかねますので後日改めてご相談ください。

【指定口座】銀行名：広島市信用組合 (2680) 黒瀬支店 (147) 口座種別：普通預金  
 口座番号：0907630 口座名義：黒瀬ふれあい夏祭り実行委員会 会長 吾郷 俊宏  
 (カセリアイフツツマジ ックウイソカイ カイョウ アゴウトシロ)

※振込手数料は申込者負担でお願いいたします。 ※振込期限：令和8年7月31日(金)まで

◆車両関係

駐車許可証	要・不要
-------	------

※駐車スペースの関係で1事業者1台とさせていただきます。  
 ※車両はイベント開始後終了時間まで出入りできません。

◆ 注意事項

- ①出店いただくには協賛金 (¥3,000 以上)、会場清掃費 (¥1,000)が必要になります。(備品については持参可)
- ②原則1事業者1テントと致します。(相談可)
- ③申込み多数の場合は、先着順 (キッチンカーは7事業者)で決定致します。
- ④出店者の販売商品が重なった場合でも、販売品目、価格の調整は行いません。
- ⑤販売目的以外でのアルコール類持ち込みは禁止です。
- ⑥販売テント内でのアルコール飲用、たばこの喫煙は禁止です。
- ⑦ゴミは、指定ゴミ袋 (東広島市指定業務用) に任分けて指定場所までお願いします。(一括処理)
- ⑧後日出店者会議を開催し、各種注意事項を説明しますので、必ず出席してください。欠席の場合には出店はキャンセルとみなします。出店場所は、出店者会議 (8月下旬予定) にて抽選で決定します。
- ⑨電源は、1テントあたり 1500W までとさせていただきます。1500W を超えると使用できません。
- ⑩キッチンカーの場合出店エリアは、搬入出を勘案して実行委員会で決めます。(変更はできません。)
- ⑪各種注意事項に違反した場合、翌年度の出店はお断りします。
- ⑫黒瀬ふれあい祭り 2026 は令和8年9月26日(土)【予備日27日】16:00~21:00 に開催します。

上記注意事項を確認し承諾致しました。□ (申込時に必ず☑をお願いします)

【問い合わせ・申込先】 黒瀬ふれあい祭り2026実行委員会 (黒瀬商工会内)

TEL : 0823-82-3075 FAX : 0823-82-8128 Email : kurose@hint.or.jp

※申込書は黒瀬商工会ホームページ (<http://www.hint.or.jp/kurose/>) からダウンロード可能

※申込書は FAX もしくは Email にてご提出ください。

**申込締切り 令和8年7月22日(水)**

## 黒瀬ふれあい祭りバザー等出店に伴う規約

(目的)

第1条 この規約は黒瀬ふれあい祭り実行委員会が主催する「黒瀬ふれあい祭り」を安全且つ安心して楽しめるイベントとするため、黒瀬ふれあい祭りへの出店及び飲食物提供に伴う臨時営業開設に関し必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規約は臨時テント販売(一般小売、飲食、キッチンカー含)の販売を目的として、黒瀬ふれあい祭り会場に出店しようとする全ての者に適用する。

2 前項の黒瀬ふれあい祭り会場とは、黒瀬ふれあい祭り実行委員会(以下「実行委員会」という。)が定め、管理する全ての会場をいう。

(出店条件)

第3条 黒瀬ふれあい祭りは住民参加型の祭りであり、町内企業の活性化及び住民の憩いの場を提供することを主旨としていることから、次の条件を満たすと共に、実行委員会の承認を必要とする。

(1)企業申込の場合

- ① 黒瀬商工会の会員又は特別会員であること。
- ② 黒瀬商工会年会費等の支払に遅れないこと。

(2)一般(個人等)申込の場合

- ① 黒瀬町内の住民であること。

(3)出店料及び協賛金を支払えること。

(4)上記、条件を満たし実行委員会の承認を得る事

(バザー出店への説明会の参加義務)

第4条 第1条の目的を達成するため、実行委員会バザー部会は、食品衛生法に基づき臨時営業の手続きを統括管理して当市を管轄する保健所(以下「保健所」という。)へ必要書類を提出するものとする。その際、飲食物を販売するバザー出店者は、実行委員会が開催する事前説明会へ必ず出席し、その注意事項や約束事項を履行しなければならない。

(バザー出店の届け出および、保健所指導の遵守義務)

第5条 臨時営業に関する取扱いガイドラインに順じ、実行委員会のバザー部会が依頼する申込手続きの書類等全てを記入し、期日までに必ず提出しなければならない。また、保健所が、届出書類等の審査に協力して不相当と認められた食品の提供は中止すると共に、保健所の指示及び指導に全面的に従うこととする。

(バザー出店への事態等の措置)

第6条 実行委員会やバザー部会が承認しても、保健所の承認が得られない場合、祭り会場内に出店する者について撤去等必要な措置を講じることができる。この場合、必要経費等は全て出店者が負担するものとする。この指示に従わない者に関しては次年度以降の申込について受付辞退することができる。

2 祭り会場にて出店者の販売テント内でのアルコール類の飲酒、喫煙行為があった場合及びゴミの分別等に協力いただけない場合は次年度の出店を認めない。

3 黒瀬ふれあい祭りへの出店については、会場内敷地における出店スペースが限られているため、出店については申込順を優先とし決定する。

(規約の改定)

第7条 本規約は、実行委員会が必要に応じ変更できるものとし、実行委員会会議で決定するものとする。

(細則等)

第8条 この規約に基づく事務取扱事項及びこの規約に定めない事項に関しては、別途黒瀬ふれあいまつり役員会で協議のうえ決定するものとする。

附則

(施行の時期)

1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附則

(一部改正施行の時期)

1 この規約の一部改正は、令和5年4月1日から施行する。

1 この規約の一部改正は、令和8年4月1日から施行する。